

法令等名	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根拠条項	第11条第1項
処分の概要	犯罪被害者等給付金の支給等の裁定
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	<p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条(定義)、第3条(種類等)、第5条(犯罪被害者等給付金の種類等)、第8条(給付金の額)、第10条(仮給付金の支給等)、第12条(調査等)</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第6条(給付金の額)、第7条(遺族給付金の額)、第9条(障害給付金の額)、第11条(障害給付金の額)、第12条(障害給付金の額)、第13条(障害給付金の額)、第14条(障害給付金の額)、第15条(障害給付金の額)、第16条(障害給付金の額)</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条(障害等級に該当する障害)、第2条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第3条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第4条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第5条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第6条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第7条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第8条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第9条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第10条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第11条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第12条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第13条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第14条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第15条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第16条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第17条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第18条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第19条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第20条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第21条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第22条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)、第23条(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合)</p>
審査基準	犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「犯罪被害給付制度事務処理要領」(令和2年12月15日付け警察庁長官官房長通達別添)を参照して行うものとする。
標準処理期間	1年以内
申請先	申請者の住居地を管轄する公安委員会
問い合わせ先	大阪府警察本部総務部府民応接センター被害者支援第二係 (電話 06-6943-1234 内線 25231・25232)
備考	